

補助金等取扱基準

補助金等の名称	地球温暖化対策補助金	
補助事業等の目標	2050年までに脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーを活用する設備及び省エネルギーを推進する設備並びに温室効果ガス排出量可視化サービスの導入を支援することにより、市におけるゼロカーボンに向けた取組を推進する。	
補助事業等の対象者	市税を滞納していない者であって、次の表の区分に応じ、それぞれに定める要件のいずれにも該当するものとする。	
	区分	要件
	①地中熱利用システム	<p>(1) 次のいずれかの者（事業者、住宅の販売又は賃貸を目的として地中熱利用システムを設置する者を除く。）</p> <p>ア 市内に住所を有する者（実績報告書提出時に市内に住所を有する者を含む。以下同じ。）</p> <p>イ 単身赴任者</p> <p>(2) 自ら又は単身赴任者の家族が居住する住居（事務所等併用住宅及び共同住宅の申請者居住部分を含む。以下同じ。）に新たに地中熱利用システムを設置しようとする者</p> <p>(3) 補助金の交付の申請をする年度内に地中熱利用システムの設置を完了できる者</p> <p>(4) 地中熱利用システムの設置後1年間の使用実績等に関する調査等に協力できる者</p>
	②定置型蓄電システム	<p>(1) 次のいずれかの者（事業者、住宅の販売又は賃貸を目的として定置型蓄電システムを設置する者を除く。）</p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 単身赴任者</p> <p>(2) 自ら又は単身赴任者の家族が居住する住居（新築を除く。）に新たに定置型蓄電システムを設置しようとする者</p> <p>(3) 補助金の交付の申請をする年度内に定置型蓄電システムの設置を完了できる者</p> <p>(4) 国（補助事業者を含む。）又は長野県（補助事業者を含む。）の定置型蓄電システムの設置に係る補助金を受けていない者</p>
③電気自動車等充電システム（V2H）	<p>(1) 次のいずれかの者（事業者、住居の販売又は賃貸を目的として電気自動車等充電システム（V2H）を設置する者を除く。）</p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 単身赴任者</p> <p>(2) 自ら又は単身赴任者の家族が居住する住居との間で相互に電力を共有できる電気自動車等を現に使用し、又は購入しようとする者</p> <p>(3) 当該電気自動車等の保管場所が電気自動車等充電システム（V2H）を設置する場所と同一</p>	

		<p>であること。</p> <p>(4) 補助金の交付の申請をする年度内に電気自動車等充電システム（V2H）の設置を完了できる者</p> <p>(5) 当該システムを初めて設置する者</p>
	④住宅開口部断熱性能向上改修	<p>(1) 次のいずれかの者（事業者、住宅の販売又は賃貸を目的として改修しようとする者を除く。）</p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 単身赴任者</p> <p>(2) 自ら又は単身赴任者の家族が居住する住居（新築を除く。）を改修しようとする者</p> <p>(3) 補助金の交付の申請をする年度内に改修工事を完了できる者</p>
	⑤宅配ボックス	<p>(1) 次のいずれかの者（事業者、住宅の販売又は賃貸を目的として宅配ボックスを設置する者を除く。）</p> <p>ア 市内に住所を有する者</p> <p>イ 単身赴任者</p> <p>(2) 自ら又は単身赴任者の家族が居住する住居（新築を除く。）に新たに宅配ボックスを設置しようとする者</p> <p>(3) 補助金の交付の申請をする年度内に宅配ボックスの設置を完了できる者</p> <p>(4) 国（補助事業者を含む。）又は長野県（補助事業者を含む。）の宅配ボックスの設置に係る補助金を受けていない者</p>
	⑥温室効果ガス排出量可視化サービス	<p>(1) 市内に事業所を有する法人及び個人事業主</p> <p>(2) 次のいずれにも該当しない者</p> <p>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員、諏訪市暴力団排除条例（平成24年諏訪市条例第20号）第6条第1項に規定する暴力団関係者並びに警察当局から排除要請のあるもの</p> <p>ウ その他市長が不相当と認める事業を営むもの</p> <p>(3) 国（補助事業者を含む。）又は長野県（補助事業者を含む。）の温室効果ガス排出量可視化サービスの導入に係る補助金を受けていない者</p> <p>(4) 市内の事業所において温室効果ガス排出量可視化サービスを初めて導入する者</p>
補助対象経費	次の表の区分に応じ、それぞれに定める経費（消費税を除く。）とする。	
	区分	経費
	①地中熱利用システム	熱応答試験に要する費用並びに地中熱利用システムの購入費、工事費及び設置に要する経費

		(建物の新築、増築、改築又は内装に係る経費を除く。)														
	②定置型蓄電システム	定置型蓄電システムの購入費及び設置に要する経費(建物の増築、改築又は内装に係る経費を除く。)														
	③電気自動車等充電システム(V2H)	電気自動車等充電システム(V2H)の購入費及び設置に要する経費(車両の購入又は建物の増築、改築若しくは内装に係る経費を除く。)														
	④住宅開口部断熱性能向上改修	住宅の開口部の断熱改修に要する経費(開口部改修に含まれない住宅の改修に係る経費を除く。)														
	⑤宅配ボックス	宅配ボックスの購入費及び設置に要する経費(宅配ボックス設置に関連しない住宅等の改修経費を除く。)														
	⑥温室効果ガス排出量可視化サービス	温室効果ガス排出量可視化サービスの利用に要する1月当たりの経費であって、次に掲げる経費を除いたもの (1) 温室効果ガス排出量可視化サービスの利用方法及び温室効果ガス排出量の算定方法に関し、サポートを受けるための経費 (2) 温室効果ガス排出量の削減に向けた助言又は指導を受けるためのコンサルティングに係る経費														
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、次の表の区分に応じ、それぞれに定める額とする。この場合において、算定した補助金等の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助金等の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①地中熱利用システム</td> <td>補助対象経費の3分の1に当たる額以内とし、30万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>②定置型蓄電システム</td> <td>補助対象経費の10%に当たる額とし、10万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>③電気自動車等充電システム(V2H)</td> <td>補助対象経費の10%に当たる額とし、10万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>④住宅開口部断熱性能向上改修</td> <td>補助対象経費の20%に当たる額とし、10万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤宅配ボックス</td> <td>補助対象経費の50%に当たる額とし、1万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>⑥温室効果ガス排出量可視化サービス</td> <td>補助対象経費(1月当たり1万円を上限とする。)に温室効果ガス排出量可視化サービスを利用した月数(6月を上限とする。)を乗じて得た額とする。</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助金等の額	①地中熱利用システム	補助対象経費の3分の1に当たる額以内とし、30万円を上限とする。	②定置型蓄電システム	補助対象経費の10%に当たる額とし、10万円を上限とする。	③電気自動車等充電システム(V2H)	補助対象経費の10%に当たる額とし、10万円を上限とする。	④住宅開口部断熱性能向上改修	補助対象経費の20%に当たる額とし、10万円を上限とする。	⑤宅配ボックス	補助対象経費の50%に当たる額とし、1万円を上限とする。	⑥温室効果ガス排出量可視化サービス	補助対象経費(1月当たり1万円を上限とする。)に温室効果ガス排出量可視化サービスを利用した月数(6月を上限とする。)を乗じて得た額とする。
	区分	補助金等の額														
	①地中熱利用システム	補助対象経費の3分の1に当たる額以内とし、30万円を上限とする。														
	②定置型蓄電システム	補助対象経費の10%に当たる額とし、10万円を上限とする。														
	③電気自動車等充電システム(V2H)	補助対象経費の10%に当たる額とし、10万円を上限とする。														
	④住宅開口部断熱性能向上改修	補助対象経費の20%に当たる額とし、10万円を上限とする。														
	⑤宅配ボックス	補助対象経費の50%に当たる額とし、1万円を上限とする。														
	⑥温室効果ガス排出量可視化サービス	補助対象経費(1月当たり1万円を上限とする。)に温室効果ガス排出量可視化サービスを利用した月数(6月を上限とする。)を乗じて得た額とする。														
【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】																
補助事業等の評価	補助事業等の対象者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。															
補助事業等の開始時期	平成26年4月1日															

<p>補助事業等の 終了時期</p>	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 地球環境の保全及びエネルギーの安定供給の確保のため、継続して補助することが必要。</p>
<p>情報の 公表の方法等</p>	<p>補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。</p>
<p>その他</p>	<p>【定義】</p> <p>1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地中熱利用システム 空調その他の熱利用に供し、クローズドループ方式でエネルギー消費効率（以下「COP」という。）が3.0以上の地中熱ヒートポンプを設置するシステムをいう。</p> <p>(2) 定置型蓄電システム 次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>ア 家庭用の太陽光発電設備で発電した電力を蓄電し、当該設備と連結するもの</p> <p>イ 定置型のもの</p> <p>ウ 未使用のもの</p> <p>エ 国が行うネットゼロエネルギーハウス（ZEH）支援事業の対象製品として登録されたもの</p> <p>オ 長野県内に本店又は支店を有する事業所と売買契約をし、設置するもの</p> <p>(3) 電気自動車等充電システム（V2H） 次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>ア 家庭用の太陽光発電設備で発電した電力を同一敷地内で電気自動車等に充電することが可能な構造で、設置するもの</p> <p>イ 電気自動車等と住宅との間で相互に電力を共有できるもの</p> <p>ウ 未使用のもの</p> <p>エ 長野県内に本店又は支店を有する事業所と売買契約をし、設置するもの</p> <p>(4) 住宅開口部断熱性能向上改修 次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>ア 改修する開口部全てが外気と接している場所の改修工事</p> <p>イ 改修する開口部全ての熱貫流率が3.49W/m²K以下となる工事</p> <p>ウ 市内に本社又は本店、支店、営業所等を有する事業者と契約し工事を行うもの</p> <p>(5) 宅配ボックス 次のいずれにも該当する設備をいう。</p> <p>ア 盗難防止のため、容易に移動できないようワイヤー、アンカー等により設置されているもの</p> <p>イ 宅配物を受け取ることを目的に製造されたもの</p> <p>ウ 3辺の合計が80cm以上の宅配物を保管できる大きさであること</p> <p>エ 宅配物を受け取る正当な権利を有する受取人が受領できるよう、鍵、ダイヤル鍵等のセキュリティ機能を有しているもの。</p> <p>オ 転売品及び自作したもの以外で未使用のもの。</p> <p>(6) 単身赴任者 単身赴任その他の理由により、一時的に市内に住所を有しない者であって、生計を一にする市内に住所を有する家族があるものをいう。</p> <p>(7) 温室効果ガス排出量可視化サービス 契約に基づく温室効果ガス排出量を可視化する有料のサービスであって、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>ア 温室効果ガス排出量の算定方法がGHGプロトコルイニシアチブにより開発された事業者の温室効果ガス排出量の算定方法に関する</p>

	<p>国際的なガイドラインに適合するもの</p> <p>イ 申請者の事業活動に係る全ての温室効果ガス排出量のうち、スコープ1（申請者が所有し、又は管理する排出源から発生する温室効果ガスの直接排出をいう。以下同じ。）及びスコープ2（申請者の電気、蒸気又は熱の使用に伴う温室効果ガスの間接排出をいう。以下同じ。）に係る温室効果ガスの排出量の算定を行うもの</p> <p>【補助金交付対象外となる基準】</p> <p>2 次のいずれかに該当するときは、本取扱基準による補助金の交付の対象外とする。</p> <p>(1) 次に掲げる者のいずれかに市税の未納があるとき。</p> <p>ア 申請者</p> <p>イ 各システム、住宅改修又は設備（以下「システム等」という。）の設置又は改修を行う建物又は土地の固定資産税納税義務者</p> <p>(2) 同一の補助対象システム等の設置若しくは改修又は温室効果ガス排出量可視化サービスの利用について、過去に市から補助金の交付を受けているとき。</p> <p>(3) システム等を設置する予定の場所に、過去に市から補助金の交付を受けて設置された同一の補助対象システム等があるとき。</p> <p>(4) システム等の購入、設置若しくは改修又は温室効果ガス排出量可視化サービスの利用について、市の他の取扱基準の規定により補助金の交付を受けているとき。</p> <p>(5) システム等の設置又は改修について、申請者自らが設置又は改修行為を行うとき。</p>
--	--

提出書類	<p>【交付申請】</p> <p>1 システム等（宅配ボックスを除く。以下同じ。）及び温室効果ガス排出量可視化サービスに係る補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費に規定するシステム等を設置若しくは改修又は温室効果ガス排出量可視化サービスを利用する前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 地球温暖化対策補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 補助対象経費の内訳が明記された契約書又は見積書のコピー</p> <p>(3) 地球温暖化対策補助金申請内容の確認書</p> <p>(4) 次に掲げる書類（システム等に係る補助金を申請する場合に限る。）</p> <p>ア 設置予定場所又は改修予定場所の位置図</p> <p>イ 工事着工前又は設備設置前の現況写真</p> <p>ウ 補助金の交付を受けようとする者及び当該者と生計を一にする家族全員の住民票又はそのコピー（当該者が単身赴任をしている者である場合に限る。）</p> <p>(5) 次の表の区分に応じ、それぞれに定める書類</p> <table border="1" data-bbox="486 1646 1396 2049"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①地中熱利用システム</td> <td>・ 設計図（掘削孔の深度等が確認できる立図面、設備配置平図面等） ・ システムの性能、COP値及び品質を示す資料（計算根拠、カタログ等）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②定置型蓄電システム</td> <td>・ 仕様書又はカタログのコピー</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③電気自動車等充電システム（V2H）</td> <td>・ 仕様書又はカタログのコピー ・ 自ら又は単身赴任者の家族がシステムと接続する電気自動車等を使用していることが証明できる書類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④住宅開口部断熱性能</td> <td>・ 改修により設置する窓又は扉のカタログ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	書類	①地中熱利用システム	・ 設計図（掘削孔の深度等が確認できる立図面、設備配置平図面等） ・ システムの性能、COP値及び品質を示す資料（計算根拠、カタログ等）	②定置型蓄電システム	・ 仕様書又はカタログのコピー	③電気自動車等充電システム（V2H）	・ 仕様書又はカタログのコピー ・ 自ら又は単身赴任者の家族がシステムと接続する電気自動車等を使用していることが証明できる書類	④住宅開口部断熱性能	・ 改修により設置する窓又は扉のカタログ
区分	書類										
①地中熱利用システム	・ 設計図（掘削孔の深度等が確認できる立図面、設備配置平図面等） ・ システムの性能、COP値及び品質を示す資料（計算根拠、カタログ等）										
②定置型蓄電システム	・ 仕様書又はカタログのコピー										
③電気自動車等充電システム（V2H）	・ 仕様書又はカタログのコピー ・ 自ら又は単身赴任者の家族がシステムと接続する電気自動車等を使用していることが証明できる書類										
④住宅開口部断熱性能	・ 改修により設置する窓又は扉のカタログ										

向上改修	のコピー ・改修後の改修箇所熱貫流率が3.49W/m ² K以下となることがわかる書類
⑥温室効果ガス排出量可視化サービス	・市内に事業所を有することを確認できる書類 ・温室効果ガス排出量可視化サービスの仕様及び温室効果ガス排出量可視化サービスを提供する事業者との契約内容が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

【変更・中止申請】

- 2 システム等及び温室効果ガス排出量可視化サービスに係る補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた事業を変更し、又は中止しようとするときは、地球温暖化対策補助金変更等申請書（様式第4号-1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

【実績報告】

- 3 システム等及び温室効果ガス排出量可視化サービスに係る補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた事業が完了したときは、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 地球温暖化対策補助事業実績報告書兼補助金支払請求書（様式第5号-1）

(2) システム等に係る補助金については、次に掲げる書類

ア 補助対象経費の領収書及び内訳書のコピー

イ システム等の設置状況又は改修後写真

ウ 当該システム等を申請時の住所と異なる場所に設置又は改修をしたときは、実績報告を行う時点における申請者の住所が記載された住民票又はそのコピー

(3) 次の表の区分に応じ、それぞれに定める書類

区分	書類
①地中熱利用システム	・竣工図（掘削孔の深度等が確認できる立面図、設備配置平面図等） ・熱応答試験の結果（実施した場合に限る。） ・竣工検査の試験記録書のコピー
②定置型蓄電システム	・機器の保証書等の写し ・竣工検査の試験記録書のコピー
③電気自動車等充電システム（V2H）	・機器の保証書等の写し ・自ら又は単身赴任者の家族がシステムと接続する電気自動車等を使用していることが証明できる書類（交付申請時に提出していない場合に限る。） ・竣工検査の試験記録書のコピー
⑥温室効果ガス排出量可視化サービス	・補助対象経費を支出したことを証する書類 ・温室効果ガス排出量の算定結果が記載された書類（スコープ1及びスコープ2の内訳が記載されたものに限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

【交付申請兼実績報告】

- 4 宅配ボックスに係る補助金の交付を受けようとする者は、宅配ボックスの購入及び設置後、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

	<p>(1) 地球温暖化対策補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号-2）</p> <p>(2) 補助対象経費の領収書及び内訳書のコピー</p> <p>(3) 宅配ボックス設置場所の位置図</p> <p>(4) 宅配ボックス設置状況写真</p> <p>(5) 設置した宅配ボックスが宅配物を受け取ることを目的に製造されたものであることがわかる書類</p> <p>(6) 補助金の交付を受けようとする者及び当該者と生計を一にする家族全員の住民票又はそのコピー（当該者が単身赴任をしている者である場合に限る。）</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 市民環境部 ゼロカーボンシティ推進室</p>

平成26年 4月 1日 制定

平成28年 8月 1日 一部改正

平成31年 2月 1日 一部改正(平成31年 4月 1日 施行)

令和 2年 3月16日 一部改正(令和 2年 4月 1日 施行)

令和 3年 3月17日 一部改正(令和 3年 4月 1日 施行)

令和 4年 3月16日 一部改正(令和 4年 4月 1日 施行)

令和 5年 3月15日 一部改正(令和 5年 4月 1日 施行)

令和 6年 3月15日 一部改正(令和 6年 4月 1日 施行)

令和 7年 3月18日 一部改正(令和 7年 4月 1日 施行)

令和 8年 3月23日 一部改正(令和 8年 4月 1日 施行)